

# 第4章 仮想通貨に関する私法上の諸問題

岩原紳作

## 1 序

わが国だけでなく諸外国においても、仮想通貨に関する私法上の諸問題の検討は、伝統的な法律概念の枠組みに基づいて仮想通貨の法的性質を決定し、それに基づいて個別の私法上の諸問題に関する解釈論を導こうとしてきたようである。しかしこのような方法は、仮想通貨という従来の通貨と全く異なる存在に対して、有効な解釈論を導くことができていないようである。そこで本報告においては、法的性質論だけでなく、仮想通貨の技術的な特色から、私法上の問題にどのような対処をすることが望ましいかという政策論を交えて考えていきたい。

なお、仮想通貨の中では最も広く使用されているビットコインを例として取り上げる。また、ビットコインの利用者の中で、秘密鍵保有者であるネットワーク参加利用者と、秘密鍵を保有せずにビットコイン取引業者を通じてビットコインを購入し取引業者に預けているだけのネットワーク非参加利用者で、実際上の問題は大きく異なる。そこで両者を分けて検討することとしたい。

## 2 仮想通貨に係る執行法上、倒産法上の問題

### (1) ネットワーク参加利用者の仮想通貨に対する強制執行、倒産手続き

まずネットワーク参加利用者が有する仮想通貨に対し、いかなるかたちで強制執行が可能かを考えてみたい。仮想通貨が「物」に当たるかがまず問題になっている。所有権の客体である所有「物」は、「有体物」とであると定義されており（民法85条）、判例・学説上も有体物でなければならないとしているようである（最判昭和59・1・20民集38巻1号1頁、四宮和夫＝能見善久『民法総則[第8版]』（弘文堂、2010年）158頁、舟橋諄一＝徳本鎮編『新版注釈民法(6)物権(1)[補訂版]』（有斐閣、2009年）16頁等。但し、我妻栄『新訂民法総則[民法講義I]』（岩波書店、1965年）202頁は有体性を不要とする）。となると仮想通貨は有体物ではないため、不動産にも、動産にも該当しないということになりそうである（武内齊史「仮想通貨（ビットコイン）の法的性格」NBL1083号（2016年）10頁・15頁以下、末廣裕亮「仮想通貨の

私法上の取扱いについて」NBL1090号（2017年）68頁）。仮想通貨は無体財産権として規定されているわけでもない（武内・前掲15頁）。またビットコインのようないわゆる分散型仮想通貨では、債務者となる発行者が存在しないため、債権でもないと言われる（末廣・前掲68頁）。

マウントゴックス社の破産事件においては（東京地判平成27・8・5（LEX/DB25541521））、同社からビットコインの購入等の取引をして約488btcの残高があった顧客Xが、同社の破産管財人Yを被告に、それらの引渡しを求めるとともに、ビットコインを自由に使用収益あるいは処分することを妨げられて766万5,580円の損害を被ったとして、不法行為による損害賠償を求めた。Xは、法律上の排他的な支配可能性があるものは「有体物」に該当すると主張する。ビットコインアドレスを所有する者がアドレスの秘密鍵を秘匿して管理していれば、同人の意思に反して当該アドレスのビットコインの有高を増減させることはできないことから、ビットコインは排他的な支配が可能であり、有体物として民法85条の「物」に該当し、所有権の客体となるとする。そしてXはそのアドレスの残高だけのビットコインを所有しているのにYがそれを占有していると主張して、ビットコインの所有権を基礎とする破産法62条の取戻権に基づき、ビットコインの引渡し等を求めたのである。またXは、マウントゴックス社がXを含む本件取引所の利用者のビットコインを、同社が作成した多数のビットコインアドレスに自動的に分散し、無作為に移転させていたことを前提に、Xと同社との混蔵寄託契約の成立や、そのようにして保管されていたビットコインに対する共有持分権を、主張した。

これに対し判決は、「Xのこの主張は、所有権の対象になるか否かの判断において、有体性の要件を考慮せず、排他的支配可能性の有無のみによって決するべきであると主張するものと解される。このような考えによった場合、知的財産権等の排他的効力を有する権利も所有権の対象となることになり、『権利の所有権』という観念を承認することにもなる・・・物権と債権を峻別している民法の原則や同法85条の明文に反してまで『有体物』の概念を拡張する必要は認められない。」と退けている。そして「ビットコインには空間の一部を占めるものという有体性がない」とする。また、「口座Aから口座Bへのビットコインの送付は、口座Aから口座Bに『送付されるビットコインを表象する電磁的記録』の送付により行われるのではなく、その実現には、送付の当事者以外の関与が必要である。・・・ビットコインの有高（残量）は、ブロックチェーン上に記録されている同アドレスと関係するビットコインの全取引を差し引き計算した結果算出される数量であり、当該ビットコインアドレスに、有高に相当するビットコイン自体を表象する電磁的記録は存在しない。上記のような

ビットコインの仕組み、それに基づく特定のビットコインを作成し、その秘密鍵を管理する者が当該アドレスにおいてビットコインの残量を有していることの意味に照らせば、ビットコインアドレスの秘密鍵の管理者が、当該アドレスにおいて当該残量のビットコインを排他的に支配しているとは認められない。・・・ビットコインが所有権の客体となるために必要な有体性及び排他的支配可能性を有するとは認められない。したがって、ビットコインは物権である所有権の客体にはならないというべきである。・・・ビットコインは所有権の客体とならないから、Xが本件ビットコインについて所有権を有することはなく、本件破産会社の管理するビットコインアドレスに保有するビットコインについて共有持分権を有することもない。また、寄託物の所有権を前提とする寄託契約の成立も認められない。したがって、Xは本件ビットコインについてその所有権を基礎とする取戻権を行使することはできない。・・・Xに本件ビットコインの所有権が認められない以上、これを侵害したとの不法行為も認められない。」

このような判決の考えに従えば、結局、仮想通貨参加利用者の地位は、「不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権」、即ち、「その他の財産権」に該当するとして、強制執行は債権執行の例によるということになる（民事執行法167条1項）（片岡義広「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨に関する法的諸問題についての試論」金法1998号（2014）28頁・46頁）。そして仮想通貨には発行者がないため、差押えの効力は、差押命令が債務者に送達されたときに生じる（同法167条3項）。換価の方法は、債権執行の例によるが、第三債務者が存在せず取立を行うことができない仮想通貨については、譲渡命令・売却命令・管理命令によることになる（同法161条1項）。

しかしこれらの命令を実行するためには、差押債務者から秘密鍵の情報の提供を受けざるを得ない。差押債務者が秘密鍵の情報提供を拒む場合は、代替執行の方法によることはできず、間接強制の方法によらざるをえないが（同法172条）、差押債務者に仮想通貨以外の資産がないような場合、間接強制を行っても、実効性に欠けることになろう（片岡・前掲47頁）。また発令してもデータ保有者がその意思で仮想通貨を他に移転することを阻止できないという指摘もある（田中幸弘＝遠藤元一「分散型暗号通貨・貨幣の法的問題と倒産法上の対応・規制の法的枠組み（上）——マウントゴックス社の再生手続開始申立て後の状況を踏まえて——」金法1995号（2014年）52頁・59頁）。

秘密鍵の情報の取得が困難なことは、仮想通貨所有者に対する破産手続き等にも困難をもたらす。マウントゴックス社の民事再生手続きの申立と、その後の破産手続きにおいては、同社の所有するビットコイン、及び顧客から預かっていたビットコイン

が、民事再生手続き申立時点において、システムの不正操作により消失していたとされる。マウントゴックス社のように、自社保有分だけでなく顧客から預かった分のビットコインについても、秘密鍵を占有していた債務者は、強制執行や倒産手続き開始以前は勿論、以後であっても、容易にその管理するビットコインを処分して強制執行や倒産手続きの対象にならないようにすることができるのであり、破産管財人による破産財団財産の保全が極めて困難である。

これに対しては、仮想通貨のようなシステムを構築した場合は、必ず秘密鍵を登記所のようなところに登録することを義務付けるといった提案もあったが、そのような義務を履行させることは困難であり、現実性に欠けると指摘されている。そうすると、仮想通貨は事実上の差押禁止財産のようになる。

仮想通貨が事実上の差押禁止財産となることは、以下のような影響を及ぼすと考えられる。第一に、仮想通貨が債務者の強制執行や倒産手続きから逃れる財産隠匿手段として用いられることである。仮想通貨が支配的な決済手段になれば、その影響は深刻であり、強制執行制度や倒産手続き制度の基礎を崩すことになろう。第二に、仮想通貨に対する強制執行や倒産手続きが困難なために、仮想通貨建ての債権は債権回収に問題があり、利用しにくくなるのではなからうか。金銭債権のように金融機関の口座にある預金債権を差し押さえるといった回収方法をとることができず、仮想通貨は通貨としての利用には限界があることになる。このため仮想通貨が通貨として広く利用されるようになるためには、秘密鍵の問題を解決し、仮想通貨が実際に強制執行や倒産手続きの対象となりうるようにしなければならない（2（2）参照）。秘密鍵の登記所への登録といったような制度が実現しない限り、仮想通貨の通貨としての利用には限界があるように思われる。

尤も、ビットコインのように、条件に合うハッシュ値を探すといった proof of work (POW) を使ってその取引を支え、POW が貨幣としての価値源泉になっているような通貨は、補完的かつアンチテーゼ的な地位に留まるという予測が正しいとすれば（岩村充『中央銀行が終わる日：ビットコインと通貨の未来』（新潮社、2016年）288頁）、あえて秘密鍵の問題を立法的に解決するという困難な課題に立ち向かう必要はないのかもしれない。

以上は、仮想通貨を「物」でもなければ「債権」でもないと考える支配的な考えであるが、これでは仮想通貨に対する強制執行や倒産手続きの実効性が薄く、仮想通貨に係る権利の保護が十分でないことから、仮想通貨を「物」に準じて考える説も有力に唱えられている（田中＝遠藤・前掲59頁以下、森下哲朗「FinTech時代の金融法のあり方に関する序説的検討」黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の進路 江頭憲治郎先

生古稀記念』(有斐閣、2017年)771頁・807頁以下)。例えば、田中教授・遠藤氏は、仮想通貨を「モノ」として捉えることが的確であるとして(民法86条3項類推)、差押えは動産執行(民事執行法122条)によるとされる(しかしその場合でも、仮想通貨の占有が必要となることが難点であることを認められる。執行官が秘密鍵を入手して仮想通貨を占有することが實際上困難なためである)。倒産手続きにおいては、「モノ」構成を採ると、秘密鍵で他と区別・識別できる仮想通貨の所有者には取戻権が認められることにこの説の意義がある。具体的には、交換業者の自己分の口座と顧客の口座が分別され、仮想通貨口座が顧客ごとに分別管理されているとき、若しくは交換業者と顧客間の取引で他との識別性があるときは取戻権を行使できるとされる(破産法62条、民事再生法52条、会社更生法64条)。各顧客ごとの分別管理がなく、識別できないときであっても、顧客預託口座に入っている仮想通貨全部について他の顧客との共有関係になり(田中＝遠藤・前掲60頁)、各顧客は交換業者への取戻権行使を保存行為として行えるとする(同60頁)。次に紹介する森下教授の説と同様、顧客口座をまとめて一つのアカウントとしておけば、そのアカウントに属する仮想通貨全部について顧客全員による混蔵保管(寄託)関係が認められるという考えである。前掲東京地判平成27・8・5に対する批判として唱えられた説と言えよう。

前掲東京地判平成27・8・5は、ビットコインの秘密鍵を持っていてもビットコインに対する排他的な支配可能性はないとするが、秘密鍵を有する者のみがビットコインの処分を行えることからすれば、秘密鍵保有者に排他的な支配可能性はあると言えよう。そこから仮想通貨につき物権的な扱いをすることは十分に考えるところであると考える。この考えによれば、顧客口座と交換業者の自己分の口座が分別されて別のアカウント(秘密鍵も別)になっていれば、各顧客は取戻権を行使することで、自己の保有する仮想通貨をある程度守ることができよう。また交換業者の債権者が顧客口座の仮想通貨を差し押さえた場合は、各顧客は第三者異議訴訟を提起できることになろう。しかし、マウントゴックス事件のように、顧客口座の仮想通貨が失われていたり、交換業者の破綻により秘密鍵が不明になって、管財人が顧客口座の秘密鍵を確保できなかったような場合には、取戻権を実際には行使できないことになり、救済としての実効性には限界があるのではなかろうか。

森下教授も、仮想通貨について、有体物でないから物権の対象ではなく、債務者がいないから債権でもなく、従ってその所有者は何の権利も有しないと考えるのは不適切であるとされる。平成28年改正資金決済に関する法律(以下、「資金決済法」と略す)63条の11第1項が仮想通貨交換業者に、利用者の金銭又は仮想通貨の、自己の金銭又は仮想通貨との分別管理を求めたことから、仮想通貨の所有者の権利は単に業

者等に対する債権的なものというよりも、物権的保護に値する財産的価値であるというのである。そこから仮想通貨の帰属や移転については、原則として物権法のルールに従うと考えるべきであるとされる。有体物でないものの帰属についても物権法のルールを適用するという考え方は、既にペーパーレス化された証券の取引との関係で採用された考え方であるし、預金の帰属に関しても有力に説かれていると指摘される。そのうえで、一つの秘密鍵が複数の顧客と結びついている場合であっても、当該秘密鍵に対応した仮想通貨が、当該複数の顧客のために混蔵保管されていると解する余地があるとされる（森下・前掲 802 頁以下）。この考え方をとった場合も、顧客は取戻権等による保護を受けられることになるが（詳しくは 2（2）参照。これに対し、森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金法 2095 号（2018 年）14 頁・21 頁参照）、田中＝遠藤説と同様、実際的な効果は限られる可能性がある。

## （2） ネットワーク非参加利用者（間接保有者）の権利

尤も、わが国において仮想通貨を保有している人の殆どは、自らの独立した仮想通貨アカウントを保有して秘密鍵を持っているわけではなく、ネットワーク参加者である仮想通貨交換業者から仮想通貨を購入して、当該業者に仮想通貨を預けているだけのネットワーク非参加利用者に止まっているようである。このような仮想通貨のいわば間接保有者の権利関係はどのように解されるであろうか。

まず、ネットワーク参加者である交換業者から仮想通貨を購入し、自らのアカウントや秘密鍵を保有せずに仮想通貨を交換業者に預託した仮想通貨間接保有者は、交換業者に対して預託契約に基づく債権者の立場に立つと理解される。この預託契約の性格は何であろうか。まず考えられるのは、寄託契約である。但し、間接保有者は仮想通貨を交換業者から購入したといっても、自分自身のノードを取得するわけではなく、取得した仮想通貨は特定されずに、交換業者が保有する仮想通貨のうち購入した分（割合）について「間接保有」するだけである。処分するときも、保有分（割合）についての仮想通貨の市場価格を現金で受け取るだけである。従って、寄託といっても消費寄託に過ぎないとも考えられる。しかしそもそも寄託契約の対象は「物」であり（民法 657 条）、仮想通貨は先に述べたように有体物ではなく、「物」に該当しないとすれば（民法 85 条）、寄託契約とはならないことになる。とすると一種の委任契約、もしくは無名契約であろうか。

このような議論が意味を持つのは、間接保有者が交換業者に保管を委託した仮想通貨につき法的権利を直接有するかが問題になるためである。個別の仮想通貨が分別管理され、識別性が認められるような形で保管されている場合は、「破産者に属しない

財産」として破産法 62 条の取戻権が間接保有者に認められるという指摘がある（杉浦宜彦「仮想通貨と法」丸山秀平他編『企業法学の論理と体系——永井和之先生古稀記念論文集』（中央経済社、2016 年）401 頁・410 頁）。仮想通貨に「物」に準じる扱いを認める考えと言えよう。尤も、個別の仮想通貨が分別管理されていても、その秘密鍵を交換業者が管理していれば、交換業者の協力なしには取戻権の行使は困難であろう。

平成 28 年改正資金決済法 63 条の 11 第 1 項は、仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならないと規定し、同条第 2 項は、その管理の状況について、定期的に公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないと規定した（仮想通貨交換業者に関する内閣府令 20 条～23 条参照）。しかし資金決済法 63 条の 11 第 1 項、仮想通貨交換業者に関する内閣府令 20 条 2 項 1 号括弧書が求めているのは、仮想通貨交換業者の自己保有分と顧客から預託を受けた分の間での帳簿上の分別管理だけであり、各顧客毎に個別の仮想通貨につき分別管理することまで求めているわけではない。とすると上記のような考え方から、資金決済法 63 条の 11 第 1 項を根拠に交換業者が保管している顧客分の個々の仮想通貨につき、個々の顧客（間接保有者）の取戻権を認めることは、難しそうである。現に、交換業者が顧客保有分を数量のみの把握で混合して管理されていた場合、破産財団に組み込まれ、間接保有者の仮想通貨の返還請求権が、債務不履行に基づく損害賠償請求権となり、破産債権として、破産手続きの中で配当を受けられるだけだとの指摘がある（杉浦・前掲 410 頁）。

これに対し本報告書における加毛准教授の御報告は、ネットワーク参加者である交換業者を受託者、非参加利用者である間接保有者を受益者とする信託として構成できるとすれば、当該契約上の地位は参加者の責任財産を構成しないことになり、交換業者につき倒産手続きが開始しても、当該契約上の地位は倒産財団を構成せず（信託法 25 条 1 項・4 項）、間接保有者は取戻権の行使として、他のネットワーク参加者へのビットコインの移転を請求できるとされる。またネットワーク参加者の地位に対する差押えに対し、間接保有者は第三者異議の訴えを提起できるとされる。尤も、その前提として、ネットワーク参加者が、自己の取引に用いるのとは別のノードを非参加利用者のために保有しているなど、ネットワーク参加者が非参加利用者のために契約上の地位を保有していることを証明できる必要があるとされている。参加者が複数の非参加利用者のために 1 つのノードを有する場合で、当該ノードを利用して取引が可能な仮想通貨の額がすべての非参加利用者の権利の総額に満たない場合には、各非参加利用者は割合的に権利を有するとされる。この考えに従えば、個々の間接保有者毎の

分別管理を行わなくても、顧客分をまとめて自己保有分とは別のノードで管理すれば、各間接保有者は、顧客分の仮想通貨につき割合的権利をもって取戻権を行使できることになりそうである。確かに、最判平成14・1・17民集56巻1号20頁は普通預金につき、明示的な信託契約が締結されていなくても、信託契約の成立を認定して、破産者の一般財産から分別管理され、特定性をもって保管されていたことを理由に、登記、登録の方法がなければ、それらがなくても信託財産として破産財団に組み入れられることはないとした。

同じように交換業者と顧客の間に信託関係を認める説として、前述した田中幸弘教授、遠藤元一氏の説がある。顧客のために交換業者が買い入れた仮想通貨は顧客のための信託財産とする。この説は加毛准教授の説をさらに進めて、仮想通貨は特定性が認められる「モノ」であるとして、顧客専用口座で保管されている場合、顧客専用口座がなく、交換業者名義の口座で交換業者の固有財産と区別されずに保管されている場合のいずれの場合でも、顧客らは交換業者の固有財産でないことを管財人らに対抗できるとする（田中幸弘＝遠藤元一「分散型暗号通貨・貨幣の法的問題と倒産法上の対応・規制の法的枠組み（下）——マウントゴックス社の再生手続開始申立て後の状況を踏まえて——」金法1996号（2014年）72頁・79頁）。両氏が引用する株式の問屋の売買取次ぎに関する最判昭和43・7・11民集22巻7号1462頁との対比や、誤振込との対比等からは、顧客専用口座がなく交換業者に預託された仮想通貨もすべて交換業者のアカウントに入っているとしても、預託した顧客の取戻権が交換業者の債権者に優先するという扱ひも、考えられないわけではない。金融庁の「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書（平成30年12月21日）（以下、「研究会報告書」と略す）は、「仮想通貨の種類や受託仮想通貨の量が増加してきている中で、それに対応した信託銀行・信託会社におけるセキュリティ管理等に係る態勢整備の必要性を踏まえれば、現時点で、全種・全量の受託仮想通貨の信託を義務付けることは困難と考える。」としたうえで、受託仮想通貨に相当する額の金銭を信託すること、ホットウォレットで秘密鍵を管理する受託仮想通貨に相当する額以上の弁済原資の保持、顧客に対する受託仮想通貨の優先弁済、顧客の仮想通貨交換業者に対する受託仮想通貨の返還請求権を優先弁済の対象とする（仮想通貨交換業者の他の債権者との関係に留意し、優先弁済権の目的財産を、本来的に顧客以外の債権者のための財産とはいえない受託仮想通貨と、流失リスクに備えて顧客のために保持を求める弁済原資（同種の仮想通貨）に限定することも考えられるとする）といった対応を適切に組み合わせることが重要としている。また、顧客からの受託金銭については、流通防止及び倒産隔離を図る観点から、仮想通貨交換業者に対し、信託義務を課すことが適当であるとして

いる（研究会報告書6頁・7頁）。

森下教授は、前述したように、ある顧客と秘密鍵が1対1で対応していなければ、そして秘密鍵を顧客自身が知り、管理している場合でなければ、顧客の権利は交換業者等に対する債権的なものになってしまうと解する必要はないとされる。1つの秘密鍵が複数の顧客と結びついている場合であっても、当該秘密鍵に対応した仮想通貨が、当該複数の顧客のために混蔵保管されていると解する余地があるというのである。顧客が直接秘密鍵を知らなかったとしても、顧客と交換業者の間の取引内容を記録する口座に対応したウォレットを交換業者自身のウォレットとは別に設け（複数の顧客口座に対応するウォレットであってもよい）、顧客のためのウォレットを交換業者等自身のためのウォレットと分別して管理するといった仕組みが採用されている場合には、顧客と交換業者等との関係を有価証券を階層構造を有する振替制度に預託している場合と同様に考えたり、或いは交換業者等は社債、株式等の振替に関する法律における口座管理機関のように顧客のために記録を管理するという事務を担当している主体（顧客と交換業者等との関係は、仮想通貨に関する記録の管理に係る委任契約）として考えることができる（森下・前掲803頁）。このような考え方を採られる参考として、アメリカの学説において、顧客がビットコインを交換業者等を介して保有している状態は、間接保有証券に関するアメリカのUCC§8との関係で、ビットコインがfinancial assets、交換業者等がsecurities intermediaryと考えられ、顧客がsecurity entitlementを有すると考えられるといった学説を挙げておられる（Schroeder, Bitcoin and the Uniform Commercial Code, Cardozo Law, Faculty Research paper No.458 at 42ff. (2015)；森下・前掲801頁）。尤も、顧客がビットコインのネットワークに交換業者等を通じて間接的に参加している場合には、顧客はビットコインを所有しているとか、ビットコインに対する権原（title）を有しているとはいえ、交換業者等に対する契約上の権利を有しているに過ぎないとするアメリカの学説も紹介されている（Bayern, Dynamic Common Law and Technological Change: The Classification of Bitcoin, 71 Wash. & Lee L. Rev. Online 22. 25 (2014)；森下・前掲809頁）。

森下教授の説も、田中＝遠藤説と同様、個別の顧客毎に秘密鍵が設定されておらず、顧客口座全体が一つのノードとして秘密鍵が設定されていても、各顧客は混蔵保管された仮想通貨につき共有持分権を持つと構成することにより、各顧客が取戻権等を行使できるようにするものである。しかし前述したように、実際に取戻権を行使できるか、問題は多い。

### (3) 非参加利用者の権利に対する強制執行、倒産手続きにおける扱い等

これに対し、間接保有者は、仮想通貨交換業者との間の契約（一種の委任契約）に基づき、仮想通貨を自らに移動させることを求める請求権を有しているだけと考える説からは、間接保有者の債権者は当該請求権を債権執行の手続き（民事執行法143条以下）により差し押さえて執行することになると指摘されている（田中＝遠藤・前掲59頁）。ネットワーク非参加利用者である間接保有者の場合、仮想通貨を直接受け取ることにはできないため、交換業者に対する請求権は、自己の所有に属する仮想通貨を処分してその代価を支払うよう求める請求権を行使するということになろう。非参加利用者の債権者は当該債権を差し押さえることができ、第三債務者であるネットワーク参加者（交換業者）に対する送達の際に差し押さえの効力は生じる（民事執行法145条4項）。換価の方法は債権執行の例によるので、取立てを行うことができないビットコインについては、譲渡命令又は売却命令によるべきものとされる（同法161条1項）。差し押債権者がネットワーク参加者である場合には譲渡命令も可能であるが、ネットワーク参加者でない場合には売却命令によることになるとされる（本報告書の、加毛明「仮想通貨の私法上の法的性質—ビットコインのプログラム・コードとその法的評価」30頁・32頁）。交換業者に対する非参加利用者の債権に対する仮想通貨取引指図権の換価処分として可能なのは、参加者利用者の仮想通貨に対する権利の強制執行の場合と同様、譲渡命令・売却命令・管理命令であろう（同法161条1項）。

仮想通貨交換業者の破産手続きにおいては、非金銭債権である財産上の請求権は金銭債権に転化し（破産法103条2項1号イ）、手続開始決定時を基準とする金銭評価額を算出して、債権届出を行うことになる（同60頁）。民事再生法、会社更生法においては非金銭債権として届け出ることになる（民事再生法94条1項、会社更生法138条1項）。その場合の「議決権の額」は、手続開始時点での評価額によることになる（民事再生法87条3号ハ、会社更生法136条3号ハ）。顧客の交換業者に対する仮想通貨の引渡し等を求める請求権の金銭評価額は、結局、当該仮想通貨の市場価格によることになろう。顧客が交換業者に仮想通貨の購入を申し込んでその代価を支払ったが、交換業者が顧客のための仮想通貨の購入等の手当をする前に破産したような場合は、顧客は代価につき交換業者に対する破産債権を有するだけということになろう。

### (4) 顧客の規制法による保護

交換業者に十分な資力があれば、仮想通貨に対する顧客の物権的保護を図らなくても、交換業者に対する契約上の請求権により顧客保護は図られることになる。前述し

たように、間接保有者の物権的保護に実際上の限界があることを考えれば、交換業者に対する監督法的規制を強化して、交換業者の資力を担保し、間接保有者が交換業者との間の契約上の権利を追求できるようにした方が、仮想通貨を間接保有する顧客の現実的な保護になるのかもしれない。

そのためには、交換業者に対する資金決済法による規制の強化として、第一に、交換業者が資金決済法 63 条の 11 第 1 項に従い、単に帳簿上、受託した仮想通貨を自己保有分と分別記載するだけでなく、少なくとも、顧客分の仮想通貨につき、自己保有分とは別のアカウントを設定し、その秘密鍵を管理・保全させる必要がある（社債、株式等振替法 68 条 2 項は、同法上の口座管理機関の口座が自己口座と顧客口座に区分されるとしている）。そして交換業者が破綻した場合は、直ちにその保管する秘密鍵を監督当局に提出するなり、破産管財人等に提供することを、資金決済法等により義務付けるべきであろう（違反に対しては刑事罰等が課せられるべきであろう。破産法 265 条・268 条・269 条・270 条等参照）。

第二に、交換業者に一定の資力を担保させる規制として、資金決済法のように、交換業者が預託を受けた仮想通貨を供託させるとか、保証金保全契約の締結や保証金信託契約の締結を要求することが考えられる（資金決済法 14 条～16 条）。しかし供託法は現金又は有価証券の供託しか認めておらず（供託法 1 条）、法務局において仮想通貨の秘密鍵を管理することにも問題があることから、結局、保証金保全契約や保証金信託契約の締結が考えられるところであろう。社債、株式等の振替に関する法律 51 条～57 条の加入者保護信託、金融商品取引法 79 条の 20 の投資者保護基金等の制度も参考となろう（上記のように、研究会報告書 6 頁は、顧客を受益者とする信託義務の賦課、ホットウォレットで秘密鍵を管理する受託仮想通貨に相当する額以上の弁済原資の維持、顧客に対する受託仮想通貨の優先弁済といった対応を適切に組み合わせることを提言している）。

### 3 無権限取引

ハッカーが仮想通貨の秘密鍵を盗み出し、勝手に仮想通貨を自己のものとして、第三者に売却してしまったような場合の法律関係はどのようになるのであろうか。加毛准教授の御報告にあったように、ビットコインのトランザクションは、1つ又は複数の未使用トランザクション・アウトプットを利用して、新たに1つ又は複数の未使用トランザクションを作り出すもので、未使用トランザクション・アウトプットの取得は、他のネットワーク参加者の承認に基づいている。従前のビットコイン保

有者の利用権が消滅することに伴い、ビットコインの移転を受けた者が新たに利用権を取得する更改的合意が、ネットワーク参加者全員によりなされると理解できる。無権限のトランザクションを含むブロックも承認されれば、当該トランザクションを撤回する手続きは用意されていない。

更改的合意に基づき権利を取得するということから、無権限者であっても、仮想通貨を秘密鍵に基づき取得した以上、仮想通貨の有効な権利者ということになるのであろうか。その無権限者から仮想通貨を譲り受けた者は、仮想通貨を有効に取得できるのであろうか。

海外では、ビットコインを *intangible personal property* と考えて、信頼できる交換業者やウォレット業者から受け取ったビットコインについては、善意取得を考える余地があるとする説がある (Stuart Hoegner, ed., *The Law of Bit Coin*, iUniverse, 2015, p.89)。他方、ビットコインは *general intangible* であって、善意取得の対象とはならず、詐取された場合、詐取された者はどこまでも追跡できるという説もある (Schroeder, *supra* at 21ff.)。

しかし金銭の所有権のように、所有権は占有者に帰属するとまで解するかは別として、仮想通貨が通貨としての流通性を持つためには、なんらかの善意取得者保護の制度が必要であろう。